スーパー積金

(平成30年4月1日現在)

	(平成30年4月1日現在)
1. 商 品 名	・スーパー積金
2. 販売対象	・法人および個人
3. 期 間	・定型方式 6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年
4. 受入方法 (1)受入方法	・契約期間内で掛金を分割受入
(2)受入金額	・1回当たり1,000円以上
(3)受入単位	•1,000円単位
5. 支払方法	・満期日以後に一括して支払う
6. 給付補填金 (きゅうふほてんきん) (1)適用利回り	・当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用する (店頭表示の利回りは、6ヶ月もの、1年もの、2年もの、3年もの、4年もの、5年 ものについて別々に表示する)
(2)支払頻度	・満期日以後に一括して支払う
(3)計算方法	・計算単位を1,000円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算
	給付補填金 = 毎月の積立金額×約定回数/2×(約定回数+1)×利率÷12
7. 手 数 料	
8. 付加できる 特約事項	・普通預金および当座預金からの自動振替による受入ができる
9. 中途解約時 の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻す
	初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合―――解約日の普通預金利率
	初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合―――約定利回り×60% (ただし、解約日の普通預金利率を下限とする)
10. 課税関係	個人については一律20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税 ※マル優ご利用の場合は非課税 法人については総合課税 ※非課税法人の場合は非課税
11. 預金保険	2005年4月以降は、一金融機関ごとに総預金額のうち、元本1,000万円とその利息が 保護される
12. 想定されるリスク	信用リスク
13. 元本欠損リスク	
と要因 14. 権利行使上の制限 中冷解約の制限	
中途解約の制限 15. その他の説明事項	<u> </u>
10. (い心の説明事項	<u> </u>